

## 平成26年第3回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成26年9月12日（金曜）

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 榎本 真弓	2番 森本 信明	3番 小宮山正儀
4番 土屋 春江	5番 西藤 努	6番 田中 三江
7番 橋本 昭	8番 山浦 妙子	9番 箕輪 修二
10番 宮下 典幸	11番 小池美佐江	12番 滝沢寿美雄

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 小宮山和幸 副町長 森澤光則 教育長 塩沢勝巳  
総務課長 笹井恒翁 町づくり推進課長 青井義和  
産業振興室長 中村茂弘 町民課長 羽場幸春  
農林課長 小平春幸 建設課長 武重栄吉 観光課長 今井一行  
教育次長 宮坂 晃 会計室長 市川清子  
たてしな保育園園長 中谷秀美 総務課長補佐 遠山一郎  
代表監査委員 市川 泉

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 長坂徳三 書記 伊藤百合子

散会 午後0時

(午前10時00分 開議)

議長（滝沢寿美雄君） おはようございます。これから、本日、9月12日の会議を開きます。

報告します。本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンに議場固定カメラより撮影することを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 一般質問

議長（滝沢寿美雄君） 日程第1 一般質問を行います。

本日の一般質問は、通告順6番から行います。

最初に、8番、山浦妙子君の発言を許します。

件名は 児童クラブ＝放課後児童健全育成事業の前進を根ざした取組を問うです。

質問席から願います。

〈8番 山浦 妙子君 登壇〉

8番（山浦妙子君） おはようございます。8番、山浦妙子です。通告に従いまして、質問を行います。

2012年8月に、子ども・子育て関連3法が可決、成立して、子ども・子育て支援法が新たに制定されました。この制度が制定され、児童クラブの国の制度も大きく変わり、町も初めて児童クラブの基準を条例で制定することになりました。

児童クラブは、児童福祉法では、共働きやひとり親家庭などの小学生に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業を言うとしています。小学生の放課後、また、土曜日や春・夏・冬などの学校の休業中は、一日の生活を継続的に保証すること、そのことを通して、親の働く権利と家族の生活を守るという目的や役割を持っている施設であります。

児童クラブで子供たちが過ごす時間は、全国学童保育の調査によりますと、年間1,681時間にも及び、小学校にいる時間である1,221時間よりも460時間も長いものとなっています。

立科町の児童クラブの入所登録児童数は、ことし64名で、平成23年と比べますと、ちょうど倍の数字になります。

そこでお尋ねいたします。運営に対する質問です。

文部科学省の推進する放課後子ども教室と厚生労働省が推進する放課後児童クラブの一体型を中心とした放課後児童クラブ、放課後子ども教室の計画的な整備が示されて、立科町でも、児童館の中でこのような一体型の取り組みがされています。

教育委員会は、実施場所や職員と子供たちが一体化した運営の中で、児童クラブの役割が十分果たせられるとお考えか、その当たりのことをお聞かせください。

議長（滝沢寿美雄君） 先ほど件名を読み間違えましたので、ちょっと訂正をさせていただきます。

「前進を目指した取組を問う」です。訂正します。

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。塩沢教育長、登壇の上、願います。

教育長（塩沢勝巳君） お答えをいたします。

児童館は、児童に健全な遊びを与え、健康を増進し、そして情操を豊かにすることを目指し、当町では、平成10年に開館をしたところでございます。開館以来、今日まで児童を中心に大勢の皆さんにご利用をいただいております。

この間、利用者も年々ふえてきたということもありまして、平成22年度には増築をしたところでございます。

25年度は、年間294日の開館で、乳幼児、児童、生徒、母親等を含めた年間の総利用者数は2万577人でありまして、1日の平均当たりでは70人ほどのご利用をいただいているところでございます。

このうち、議員さんのほうから話がありました、保護者や家族が就労等で放課後の児童の保護ができないために児童館を利用している、いわゆる児童クラブを利用している、登録されている子供の数は、25年度では66人でありまして、年間の延べ利用人数は8,769人であります。1日平均にしますと約30人というような状況でございます。

現行法による児童クラブを利用できる児童につきましては、1年生から3年生までというふうに規定をされているわけですが、子育て支援に少しでも寄与できればという思いから、当町では、平成24年度から施設規模、あるいはまた構成員の数、そういった考慮の中で、受け入れ可能な範囲で小学校6年生までを対象として、希望者があれば利用をいただいているということでございます。

いわゆる国の27年度からの施行を前倒しをして、実際にはもう運営をしているという状況でございます。

また、利用時間も平成25年度からは1時間延長をしまして、午後7時までということで実施をしているところでございます。

それから、本年度の児童クラブの登録者数は、現時点で、時期的な問題もあるかと思いますが、私の承知している中では57人という状況であります。このうち、1年生から3年生までの方が32名、4年生から6年生までが25名という状況でございます。

改正法によります児童クラブ、いわゆる放課後児童健全育成事業であります。これは議員さんおっしゃいましたように、児童福祉法第34条の8で、市町村あるいは社会福祉法人が実施できるというふうに定められております。

また、この当該事業を行うに当たりまして、対象となる児童につきましては、同法の6条の3第2項の規定で、小学生ということで規定をされておりますが、内容的には先ほど申し上げましたように、放課後の児童を保護できないという家庭が対象でございます。

また、事業の実施に当たりましては、施設の面積でありますとか、職員数、設備等、

これらの施設基準が当然設けられてくるわけでございます。これにつきましては、今議会に条例制定を提案をさせていただいているという状況でございます。

現状の利用の状況、冒頭に申し上げましたように大変大勢の方が利用をいただいております。したがって、若干手狭かというような感もありますけれども、施設の基準につきましては、おおむね充足をしておりますので、安全、そしてその事業の区的が達成できるように配慮しながら運営してまいりたいというふうに思っております。

なお、利用する児童についても、お互いに譲り合いながら、また、遊び等工夫をし、そして協力をし合いながら、ぜひ楽しく利用していただければというふうに願っております。

それから、児童クラブと放課後児童健全育成事業、混乱しがちではありますが、先ほどの質問にありました内容につきましては、当町では両方とも有効に活用できる、充足できるというふうに理解をしております。

以上です。

**議長（滝沢寿美雄君）** 8番、山浦妙子君。

**8番（山浦妙子君）** 共働きやひとり親家庭などの子供たちの毎日の生活の場である児童クラブは、専用室や専用の指導員、入所申し込みをして毎日利用する子供たちという3点が保障されなければ、その役割は果たせないものと私は考えています。

一方、放課後子ども教室は、全ての子供を対象として参加する、活動、体験、行事などであり、その目的や役割、毎日利用するのか、任意の参加なのか、長い時間を生活の場として過ごすのか、また、行事的に開催している時間だけ参加するのかなどの利用方法や運営の方法、職員の仕事や子供へのかかわりなどが大きく異なる事業であります。

そのため、一体化による児童クラブの事業は、役割が私は果たせないものと考えています。

現に、私たちの町の児童クラブの現場では、児童クラブ独自の活動を行いたくても、一般の子供たちがいるためにうまく取り組むことができないと、一体化の中での課題が口にされました。

教育委員会はこのことをどう受けとめられるのか。構成員とともに考えて、子供たちのためにどう改善していくのかをお尋ねいたします。

私はここで改めて2つの事業の一体化ではなく、きちんとしたすみ分けをして、児童クラブの量的、質的な拡充を図りながら、放課後子ども教室と連携が図れるよう改善を求めるものでありますが、この点について、お答えをいただきたいと思います。

**議長（滝沢寿美雄君）** 塩沢教育長。

**教育長（塩沢勝巳君）** お答えを申し上げます。

放課後児童クラブ、それから、そのほかの放課後の児童の健全育成という事業の一体化では本来の目的が達成できないのではないかというご質問かと思いますが、放課

後児童クラブも、先ほど申しあげましたように放課後家庭で見れない、そういう方を対象にしているわけございまして、放課後児童クラブだから何をしなければいけないというものではないというふうに私は理解をしています。

むしろ、そのほかの子供たちと一緒にやはりその場で過ごしながら学んでいくということのほうが大切かというふうに考えておりますので、従来どおりの方法でいいのではないかというふうに考えております。

**議長（滝沢寿美雄君）** 8番、山浦妙子君。

**8番（山浦妙子君）** 児童クラブについての理解が足りないというふうに私は考えます。今、私が聞いてきました構成員のつぶやきの中には、現実問題として、一体化された中での苦勞されている姿が垣間見れたものでありますので、やっぱりその部分については、教育委員会といたしましても構成員の方とよく話し合いをしていただきまして、子供たちのためによりよい児童クラブの条件整備に当たっていただきたいと思っております。次に、児童クラブの定員に関する質問に移ります。

今回提出されました立科町放課後児童健全育成事業の条例によりますと、1支援の単位を構成する児童の数はおおむね40人以下とするとしています。教育次長の説明によりますと、町の児童クラブの入所の選択基準は甘くしており、柔軟な対応となっているということです。

昨年の児童館の開館日数は294日で、児童クラブの利用者は先ほども教育長のお話の中で1日約30人ぐらいだというお話でした。ここ数年、児童館の利用者数が増加しています。

教育委員会では、今後の児童クラブの登録数をどのように見込んでおられるのかをお聞きいたします。それから、入所希望者がふえたときには、厚労省の規定に基づいて希望者の足切りにつながるような対応をすることが生じないように求めるものでありますが、どうお考えでしょうか。お答えください。

**議長（滝沢寿美雄君）** 宮坂教育次長。

**教育次長（宮坂 晃君）** お答えをいたします。

これまでの過去17年からクラブ員の数を見ますと、初年度17年が39名、18年度が33名、しばらく30名前後で推移してきました。だんだん多くなってきたのが平成24年からであります。56名。25年が64名、26年が57名ということで、おおむね50名前後で推移していくのではないかというふうに考えております。

先ほど教育長が答えたように、実際に平均すると、利用される児童の方が32名程度ということで、おおむねこの数がこのまま続くのではないかというふうに想定いたしております。

**議長（滝沢寿美雄君）** 8番、山浦妙子君。

**8番（山浦妙子君）** その地域における児童の保護者の労働時間や就労日数などを考慮して、事業所ごとに開所の日数や開所時間を定めるものとなっています。

立科町の児童クラブの学年別の入所状況を見ますと、1年生が12人、2年生19人、3年生10人と、これは昨年の数字でありますけれども、低学年の子供の利用が62%を占めています。

母親が働いている低学年の児童数や、1日6時間以上の勤務をしている母親はどのくらいいるのかなど、学童保育を必要としている子供の数を把握することが大切であると私は考えています。そのためのニーズ調査を行うべきと考えます。ぜひやっていただきたいと思います。

次の質問は、保護者から寄せられました開所時間の改善の要望です。

立科町放課後児童健全育成事業条例の中に第18条があります。この18条は、児童クラブの開所する時間について定めているものであります。ここに定められた時間以上を原則として、立科町における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了時刻、その他の状況などを考慮して事業所が定めると明記しています。

小学校の休みの日の児童クラブは、1日8時間で、朝8時半からの開所と決められています。働くお母さんの中から、せめて長期休業中は職場の仕事が8時半から始まるので、それに間に合うように早朝保育をやってほしいという要望が出されました。働くお母さんの労働条件はこうなのです。

町には、実施主体としての判断や裁量権があり、子供の権利保障の立場から、また、これまでの町の基準改善の努力も踏まえて、国基準に一部上乘せした施策になるよう改善を求めるものであります。お考えをお聞かせください。

**議長（滝沢寿美雄君）** 塩沢教育長。

**教育長（塩沢勝巳君）** お答えを申し上げます。

できるだけよりサービスができればというふうには考えますが、全てがその通りなかなか実行できないという事情もございます。ぜひ利用される皆さんにもご理解をいただきたいというふうには考えておりますが、できることは考えてはまいりたいというふうには思っております。

**議長（滝沢寿美雄君）** 8番、山浦妙子君。

**8番（山浦妙子君）** 町側は、何か私どもが提案したときには、いつも経済的な理由を、財政の問題を理由にして、なかなか足が出ないところでありますけれども、現実問題として、働くお母さん方の労働条件に合わせたものを児童クラブの改善にとりいれていくということは、とても大事なことであり、児童クラブの目的はそこにあると思いますので、お母さん方とよく話をさせていただいて、ぜひこの朝8時半からではなく早朝保育のような体制を組み入れてもらうよう、再度要望したいと思います。

続いての質問は、おやつ提供と静養室の設置についてです。

学校が長期休業の児童クラブの子供たちは、児童館で生活する時間が、朝8時半から夕方6時半過ぎになる子もいます。食事は、基本的には家に帰って家族そろって取ることが望ましいということは言うまでもありませんので、夕食に差しさわるほど出

さなくともよいのです。

長くいる児童にはおやつも出してほしいという声もあります。育ち盛りの児童がおやつなしでは、いかにもかわいそうであります。できれば、手づくりのおやつはなうれしいものとなるのではないのでしょうか。

食べることは生きることであり、つくることは生きる方法を学ぶことなのだと、この間、手づくりおやつを続けて、子供たちの生きる力になっているという児童クラブも現にあります。

埼玉県の旧大利根町の学童では、4時にちょっとしたおかしや果物やお茶が出て、6時以降いる子供にはおにぎりが出され、子供たちに大変喜ばれているということです。また、近くでは、佐久市でお母さん方が運営している学童クラブや、長和町の放課後児童クラブでもおやつが提供されております。立科の児童クラブでもおやつを提供を実現するように求めるものであります。お答えください。

**議長（滝沢寿美雄君）** 宮坂教育次長。

**教育次長（宮坂 晃君）** お答えをいたします。

確かにおながすいてくる時間までお子様をお預かりしているわけですが、けれども、実は、入所条件は非常に厳しく定まっているわけですが、私どもの町としましては、お母さんの子育て支援という意味も含めまして柔軟に受け入れをしています。

実際には、近くに保護者がいるとわかっていても受け入れています。これは現実問題として、お子様がお家へ帰られても、まわりにお友達がほとんどいない。児童館に行くと、自分のお友達がいっぱいいるので、児童館へぜひ来たいというような児童さんもいます。

先ほど一体化の話が出ましたが、やはり多くの子供が集っていたほうが子供の成長にもいいのではないかと、個人的には思っています。

そうは言いますが、お母さん方のそばで、先ほど議員さんもおっしゃったように、おいしい夕飯と一緒に食べたほうがいいのかと個人的には思っていますので、そこでおやつを出してしまうと、やはり夕飯に差し支えがあるのではないかと、個人的には思っています。

また、私どもの町では、このサービスを全て無料で行っていますので、そういう金銭的な問題もどうするかというような課題もあるのかというふうに思っています。

以上です。

**議長（滝沢寿美雄君）** 8番、山浦妙子君。

**8番（山浦妙子君）** 次の質問を行います。静養室の設置についてであります。

立科町の児童館には、建物の南西側に児童クラブと書かれた一区画、学習室があります。この部屋は、全ての来館児童の学習する場となっており、児童クラブの専用スペースでは実際にはなっておりません。

また、少し体調不良を訴える子が、お迎えの保護者が来るまで横になる場所は、事務室の空間の一面に折りたたみのベッドを広げただけのものだと聞きました。落ち着いたところで休める静養室を設置していただくよう求めたいと思いますがいかがでしょうか。

**議長（滝沢寿美雄君）** 塩沢教育長。

**教育長（塩沢勝巳君）** お答えを申し上げます。

あればベターかなというふうに私も感じてはおりますが、必ずしも代替するものがあればそれを利用しながらということも当然やっていく必要があるのかというふうに思っておりますので、理想だけで現実が回るわけではありませぬので、その辺はご理解をお願いをしたいというふうに思っております。

**議長（滝沢寿美雄君）** 8番、山浦妙子君。

**8番（山浦妙子君）** あればいいのはわかっているというふうなお答え、非常に残念なものでありますが、立科町の小宮山町長の大きな町の施策の1つに子育て支援が上げられており、それが町の人口増につながるものだというのは、昨日の同僚議員の質問の中にも何度か出されてきました。

子供たちは、わたしたちの未来の希望であります。その子供たちには、せめて最善のものを提供していくのが行政の責任であると思っておりますので、再考をお願いしたいと思っております。

続いて、職員の仕事の確立と処遇改善についてであります。

私は、以前からずっと子供の教育と子育てにかかわる職員は正職員の雇用が当たり前として、そのことを何度か町に求めてきました。今回も、児童館の準職員の正規雇用を提案いたします。

それから、教育相談員の岩上先生が、先日、有線放送を通じて、蓼科の児童館のお話をされておられましたが、児童館に来る子供たちは、学校や家庭では見せることのない、はちゃめぢやな姿をさらけ出すとのこと。その子供たちを実に丁寧に、厚生員の職員は指導、支援してくださっていると話をされておりました。

全国の学童保育連絡協議会の真田さんは、児童クラブに入所し、継続して生活する子供たちと信頼関係を気づきながら、毎日の生活をつくっていくには、同じ職員が毎日継続して勤務する体制づくりが大事であるとして、継続年数の長い職員が少ないことは、保育内容の蓄積向上にとって大きな障害になると述べられていることから、短い年数で異動することなく、その持てる専門知識を子供たちのためにじっくりと使っていただくための仕事の確立を補償するように提案いたします。

同時に、厚生員の処遇改善の提案もしたいと思います。

子ども・子育て支援法の附則に、学童保育指導員の処遇改善を図る所要の措置を講ずることとなっており、開所時間を延長することによって常勤の指導員が必要になってくることから、6時30分以降も開所している学童保育に指導員の処遇改善のための

補助金を出すことになって、1施設に156万円の追加補助を出すというようです。これは、指導員の賃金増などの処遇改善のためだけに使うものだと思います。

財政事情を理由に、町の負担分3分の1を出して行う事業の国への補助金申請をしないということのないように活用していくよう提案し、それを求めるものであります。これについてお答えください。

**議長（滝沢寿美雄君）** 塩沢教育長。

**教育長（塩沢勝巳君）** お答えいたします。今、3つほどご質問をいただいたかと思えます。

正規職員の配置ということでございますけど、これにつきましては、ご意見としてお伺いしておきたいというふうに思っております。

それから、厚生員のできるだけ長く専門的というふうなことでございます。これにつきましては、やっぱり全体の職員ということも当然バランスを考えたりしませんと、そこだけというわけにまいりません。したがって状況を見ながら、より適切な配置に心がけていきたいというふうに思っております。

それから、最後の補助金の話でございますけど、これは、山浦さん誤解のないようにお問い合わせをしたいと思いますけれども、本年度に限り補助されるものでございまして、それもしかもし乗せ改善をする場合ということでの補助金でございます。いわゆる処遇を改善するためということでございます。

当町は、既に実施をしておりますし、それから賃金等につきましては、町の規定の中で支給をしております。したがって、そこにさらに上乗せをするというふうな理由はまずないというふうに考えておりますので、この補助金はあるんですけども、実際には、そういった意味では活用は難しいのではないかと考えております。

**議長（滝沢寿美雄君）** 8番、山浦妙子君。

**8番（山浦妙子君）** 最後になりますが、児童クラブ利用の保護負担についてであります。

年度当初の保護者会の折に、町側から、児童クラブ利用の保護者負担検討の話が出されたと聞いております。今後どうするかをお尋ねいたします。答弁をお願いします。

**議長（滝沢寿美雄君）** 塩沢教育長。

**教育長（塩沢勝巳君）** 何の保護者負担かわかります。単に保護者負担と言われてもわからないですけど。何を聞かれているかわかんないんですけども。

**議長（滝沢寿美雄君）** 8番、山浦妙子君。

**8番（山浦妙子君）** 私は、先日児童館へ行ってお話伺ってきたときに、いろいろなもろもろのことについて、先ほどもそちら側からの答弁で、立科町は児童クラブについては保護者負担は全然求めていないということでしたが、この保護者負担の部分、そちらで考えている、ただ、私は年度当初に保護者会の中でその話が出された、そちら側から検討中ということを出されたということをお聞きしたものですから、その検討中の内容も含めてお聞きしたいと思います。

全く空っぽの段階でそのことについて私は聞いているので、そちらで検討している内容についてお聞きしたいと思います。

議長（滝沢寿美雄君） 塩沢教育長。

教育長（塩沢勝巳君） お答えをいたします。

通常の事業の中では、児童館、現在も保護者負担を求めないで、町負担で全部行っております。

ただ、ご質問の保護者負担どうするかという話は、実は、保育園で延長保育しますと延長保育料があります。児童館は今ないということで、そういった均衡を考えたときにどうかと。いわゆる、本来、先ほど次長の答弁にありましたように、家庭で十分見れるという方も利用されているというのが実態です。そういったことを考えると、保育園では取って、児童館では無料で、しかも厳密に言えば利用できない児童まで無料で見ているということは、やっぱりこれはちょっと、多少課題があるのではないかと。ということで、そういったこともこれからは考えていかなければいけないのではないかと。ということで話が出たということで、まだ、具体的に決めているとか、そういったことではありません。

議長（滝沢寿美雄君） 8番、山浦妙子君。

8番（山浦妙子君） 児童クラブには、ひとり親家庭の児童が13人入所して利用しています。

就学援助を受けている子育て世帯に、町が今後保護者負担を求めるようなことになるとすれば深刻な影響を及ぼすことになり、また、今、国が準備を始めております子供の貧困対策の打開の施策にも逆行するものと考えます。低賃金や不安定雇用が深刻化している子育て世代の親たちを、さらに苦境に立たせるものでもあります。

本来、最も児童クラブを必要としている親子が入所をあきらめたり、有料化によって児童クラブを退所せざるを得ない家庭も生まれる懸念も、私は持っています。

特に問題なのが、国には学童保育の保育料の減免措置制度がなく、経済的に厳しい家庭への配慮に欠けることが心配されることから、私は、もし保護者負担が生じるようなことになるとすれば、それについては反対するものであります。

以上で、児童クラブについての質問は終わりいたします。

次に、追跡質問を行いたいと思います。

議長（滝沢寿美雄君） 許可します。

8番（山浦妙子君） 私は、過去、一般質問の中で2回ほど同和対策事業の施設に対する整備について、町長にこの整備を早く終結するようという提案を行っておきました。

農業施設、それから、ほかのうわものの施設が数多く存在しているわけですが、以前、町長はこのことについて、部落解放同盟協議会と対策を協議しながら、その整備を進めていきたいという答弁をいただきましたが、現在このことについては、どのような方向で動かれているのか、お聞きしたいと思います。

議長（滝沢寿美雄君） 塩沢教育長。

教育長（塩沢勝巳君） それでは、この件については私のほうから答弁をさせていただきます。

以前いただいた件ですけども、現在進めているという状況であります。施設は、農林業も民生もあります。できるところからやるということで現在進めておまして、今、協議会とも打ち合わせをさせていただいているところでございます。

議長（滝沢寿美雄君） 8番、山浦妙子君。

8番（山浦妙子君） 私は、この問題を提案させていただいてから3年ぐらいになると思うんですが、今、教育長のお話では、できるところからということですが、できるところのできた部分とか、どんな進行状態なんでしょうか。その部分が見えてこないんですけども。そこをお願いします。

議長（滝沢寿美雄君） 塩沢教育長。

教育長（塩沢勝巳君） まず、一番進めているのは集会所でありますとか、そういった共有できる部分、そういうところは共通で利用されておりますので、そういったところが一番早いのかと。

それから、当然のことながら払下げなり、それを整理をしていくということになりますと、当然ずれるという問題も絡んできますので、そういったことも整理しながらやっていくというところでは、やっぱり公共のところが一番早いということですので、今、そちらを優先してやっているところでございます。

議長（滝沢寿美雄君） 8番、山浦妙子君。

8番（山浦妙子君） 施設の老朽化も大変進んでいる、そういう中では町の大変なお荷物になっていくということが、今もそうですし、これからもますますその部分はふえていくと思いますので、スピードをはやめた取り組みを再度要望しておきたいと思います。以上で私の質問を終わります。

議長（滝沢寿美雄君） これで、8番、山浦妙子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は11時ちょうどです。

（午前10時42分 休憩）

（午前11時00分 再開）

議長（滝沢寿美雄君） 休憩前に戻り、会議を再開します。

次に、7番、橋本 昭君の発言を許します。

件名は 1. 権現の湯のプリペードカード方式を問う

2. 女神湖通り商店街「再生」の具体的な方策・施策はの2件です。

質問席から願います。

〈7番 橋本 昭君 登壇〉

7番（橋本 昭君） 7番議席、橋本 昭です。通告に従い、2点質問いたします。

第1点目は、立科町温泉施設設置及び管理に関する条例の改正により、期間券を廃止し、新たに回数券が発行され、その回数券をプリペイドカード方式により、本年8月1日より販売することになり、そのプリペイドカード方式について質問いたします。

質問の本論に入る前に、プリペイドカード方式の利用法等について、広報、そして、立科町公式ホームページにも記載されてなく、権現の湯に行かなければわかりませんので、なぜこの問題を取り上げたかを町民の皆様にご理解いただくために、内容を先に説明させていただきます。

町は、立科町たてしなの里・権現の湯回数券発行要領を条例の施行に関し、必要な事項は町長が定めるという条例上の根拠により、議会の知るところでない中で、規則でなく要領で決めました。

内容としては、50回以上の回数券には町民優待券を発行するので、町民の証となる書類を提示すること、50回以上のプリペイドカードを使用できる者は、購入者本人、購入者本人の同居親族、これらが同伴した同居以外の親族等としており、例えば帰省された同居されていない親族だけでは利用できないという使用規制がされている内容です。

また、要領では定めておりませんが、プリペイドカード裏面に、利用できる家族名を記載し、確認するという利用方法であります。

そこで質問の本論に入りますが、利便性の向上、並びに価格改定による不公平感の是正を目的に、新たに回数券をプリペイドカード方式で発売しましたが、一般的なプリペイドカード、例えば図書券や文具券などでは考えられない、使用に際しての制限を、先ほど説明したように要領で定めておりますが、議会での議論をせずに制限を加えた理由は何でしょうか。

さらに、町民全てが等しく利益を享受できる制度としてのプリペイドカード方式の使用に制限を設けることは、地方自治法第14条の権利の制限とも解釈され、制限を加えるならば議会で議論し、条例にて規定すべきであり、立科町温泉館施設設置及び管理に関する条例第9条にあります、条例の施行に関し、必要な事項の範囲を超えていると考えられ、町長が要領で定めるべきものでないと考えますがいかがでしょうか。

合わせて、先ほど説明いたしましたように、50回以上の回数券を購入する町民に限り、立科温泉たてしなの里・権現の湯町民特別優待券交付要綱において、立科町民回数券利用特別優待券の発行を定め、回数券購入時に、50回券には3回券、100回券には5回券、200回券には10回券を回数券購入時に交付するとしております。

これは、条例で定めている11回券を4,000円で購入することと同様に、53回券を1万5,500円、105回券を2万6,000円、210回券を4万2,000円で購入することと同様であり、まさしく使用料の規定に相当するものであると考えます。

したがって、この優待券交付も温泉館条例第9条の条例の施行に関し必要な事項の

範囲を超え、町長が要綱で定めるものでなく、条例において、使用料として明確に定めるべきと判断しますが、以上から、プリペイドカード方式の発行に関しては、再度議会に提案し、慎重なる審議の上、条例等の整備を図るべきと提案いたしますが、町長の所見を伺います。

**議長（滝沢寿美雄君）** ただいまの質問に対し、答弁を求めます。小宮山町長、登壇の上、願います。

〈町長 小宮山 和幸君 登壇〉

**町長（小宮山和幸君）** お答えします。

このプリペイドカード方式になりました、その前段のところからお話をさせていただきます。

権現の湯の使用料のうち、近年は期間券を購入する利用者がふえている傾向にございました。回数券や1日券、期間券利用者との割引率の格差が不公平感がさらに目立ってきている状況にあったわけであります。

また、温泉館の経営面では、開館5年目から収支が逆転をする状況が続いておりますけれども、この運営の料金設定は、1日入館券400円、これを基本として運営を行ってきているところであります。

このような状況の中で、期間券の利用と1日券の利用では、最大約3倍の開きが出るようになってしまうことになりました。そこで、新たに割引率の上限を設定するとともに、利便性を考慮した方式を検討する中で、従来の期間券方式を廃止し、新たにプリペイドカード方式の回数券に変更し、8月1日より販売を開始したところであります。

8月末時点で、今回のプリペイドカード式回数券の購入をされた話であります。三十数名になりますけれども、購入された皆さんからは有効期限も含め、使い勝手もよく、利用者にわかりやすく便利であるとのお話をいただいているところであります。

また、いかにサービスとは言えども、利用者間の過度の価格差は行政としてもよろしくございません。是正すべきものであります。

ご提案の再度の条例整備については考えてはおりません。詳細は担当のほうから説明をさせます。

**議長（滝沢寿美雄君）** 青井町づくり推進課長。

**町づくり推進課長（青井義和君）** お答えをいたします。

まず、ご質問の第1点目であります。プリペイドカードの使用制限に関して、議会での議論を得ていないのではないかとのご質問であります。

6月の定例会におきまして、立科町温泉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを上程いたしました。総務経済常任委員会に付託され、6月10日に委員会でのご審議をいただき、その結果、採択をされました。さらに、議会はその後の本

会議において、同条例の一部改正について議決をいただいております。

次に、第2点目のご質問であります。プリペイドカードの使用制限が、地方自治法第14条の権利の制限に抵触をしていないかといったご質問だろうと思います。

今回、新たに導入をいたしました回数券のプリペイドカードにつきましては、行政が販売する金券ということになりますので、偽造使用等不正を防ぐために検討した中で、一部先ほど議員さんおっしゃられました使用の制限というような形でつけさせていただいたものであります。

地方自治法第14条でありますけれども、地方自治法第14条第2項につきましては、地方の公共団体が住民に義務を課し、または権利を制限と、そういったことに関しては条例によらなければならないこととされておるといようなもので、権利義務規制というような形で条例のほうには載っております。

議員さんおっしゃるこの制限といったことが、先ほどおっしゃられました購入者に関する制限というようなことを指していらっしゃるのかというふうに思います。

権利の制限、この権利につきましては、国民が享受します一般的な国民の権利であると。製造権、生存権でありますとか、教育を受ける権利、また賛成権など、日本国憲法で定めるものでありまして、今回のような使用に際しての一部制限、こういったものにはこれに当たらず、首長の裁量でできる制限であり、何ら権利の制限に当たるものではないというような、顧問弁護士等、また、県等のほうで精査いたしまして、そういった回答をいただいているところであります。

次に、第3点目のご質問であります。プリペイドカード方式の回数券、50回、100回、200回の購入者である町民に発行する回数券利用特別優待券が使用料規定に相当して、条例で定めるべきではといったご質問だと思います。

前段の条例改正の中で、50回、100回、200回券の使用料をそれぞれ明示をしてあります。回数券利用特別優待券につきましては、これとは別に、町民の皆様の利用を促進していただくためのサービスの優待券でもあります。

この優待券につきましても、顧問弁護士からは条例第9条に定める範疇の中で、首長の裁量としてサービスをするものであって、何ら問題のないものといった回答をいただいているところであります。

また、回数券利用特別優待券につきましても、町民特別優待券交付要綱の一部改正を行い、これらにかかる部分をしっかりと明示をしてあります。

といったことで、今般、権現の湯の使用料の一部改正に関する件に関しましては、当面、条例等を整備する必要はないというふうに考えております。

**議長（滝沢寿美雄君）** 7番、橋本 昭君。

**7番（橋本 昭君）** まず、前段の町長の所見ですけれども、私の質問は、さきの条例改正、価格の改正等々について、それを言っているわけではなくて、この今までのこの条例から執行に至り、利用に至るまでの問題について言っておりまして、今、まさしく町

づくり推進課長が答えたことに対しての質問でございますので、誤解のないようにお願いしたいと思います。

町長のお話では、8月から売り出して、非常に好評だったという、ある程度の方が言われていると。好評であるかどうかについては、私は一切問うておりません。この条例を施行、または要領を施行する手続きの問題について、私は申し上げているわけでございます。

町づくり推進課長からご答弁いただきましたけれども、まず、議会の議論をしていないのではないかということに対して、6月の議会の中で総務経済委員会での議論をした上で採択、本会議で条例が採択されたというご説明がございましたけれども、この条例は価格改定の条例であります。

その説明の中で、総務経済委員会、これは議事録を見ていただければわかると思いますけれども、プリペイドカード方式に関して、いろんな制限を設ける云々という話も、確かに少しは出ております。だけど、それがよいか悪いかということについての議論も一切ございません。

それともう1つは、この要領をどういう段階で提示されたかと言いますと、6月定例会最終日、採択の日です。その直前に総務経済委員会の議員の方には、この要領を示されました。その後、採択終了後、社文の議員から、それはおかしいんじゃないかということで資料要求をして、要領をいただきました。

したがって、こういう要領でこのプリペイドカードというものが発行されるんだという議員に対する説明責任が果たされない中で条例が採択されたという、そういう経緯があるということをご理解いただきたいと思います。

ですから、議会での議論をしてないということをご申し上げている次第です。

それから、制限についてですけれども、顧問弁護士等々について確認をしたということでお話ございました。私も法律を学んだわけではございませんし、顧問弁護士と対峙するわけにはいかないわけですが、行政側の立場から言えば、確かにそういう回答が出てくるかもしれません。でも、町民側に立つ弁護士であれば、これはおかしいんじゃないかという回答が出てくるかもしれません。これは、私も顧問弁護士を立てて、これについてしっかりと見ていただかなきゃ回答は出ないわけですが、今のお話の中で見た場合は、そういうふうな感じがします。

ただ、問題はですね、今回の制限を加えたものは要領です。要領というのは、行政内部の内規であります。その内規は外部に及びません。内規において、いろいろな制限を加えても外部には及ばない。外部に及ぶのは、規則、条例です。

要領に更に問題あるのは、過料を課しています。過料ができるとしています。過料ができるのは条例及び規則であります。法規審査委員会、たびたび副町長にも質問をさせていただきますが、法規審査委員会というのは、条例及び規則についての審査をするということでございますけれども、多分、今回の要領はそれに準ずるもの

ということで、法規審査委員会でも十分審議された結果だというふうに見ておりますけれども、非常に甚だ問題の要領であるというふうに指摘をせざるを得ないというふうに思います。

それから、優待券、使用料で顧問弁護士にもこれも見ていただきまして、町長の裁量の範囲内だというふうに言われておりますけれども、前々から11回券という回数券がございます。これは、本来は先ほど町長が示されましたように、1回は400円。10回というものが4,000円、それを11回というものも4,000円にするという形で条例で定めています。あらかじめお客様がこれを買うという契約を結ぶときに、10回券の4,000円で11回が使えるという契約になっております。

今回の、先ほど町づくり推進課長も、私も説明しました優待券、あらかじめ初めに購入するときにそれをつけるわけです。これは、あくまでも使用料のダンピングです。条例上のダンピングです。3回券をプラスするというのではないんです。プレゼントしちゃっているわけです。

使用料は、50回券は幾らというふうに条例では決めているわけです。先ほど説明しましたように、200回券、210回券がこうだというふうに、あらかじめから使えるという状態での使用料と設定をしておる。それを町民と町外で分けているということです。

索道事業条例というものを皆さんは多分ご存じだと思いますけども、索道事業条例という中で、温泉館と同じように1日券、半日券、シーズン券というものを発行しております。索道条例はしっかりと条例化しておりますけれども、1日券、半日券、シーズン券、これは通常誰でも使います。しかしながら、条例上、本人限りという形でしっかりと条例化しております。

もう1つは、索道条例の中でもパック券というのがあります。町外、町内というものもしっかりと明記してあります。

したがって、これらの定めた要領、それから、そこに書かれた内容に関しては、私は町長の裁量を超えるものを行政サイドがつくってしまったというふうに思いますけれども、今の説明に関して、何か異論があればご回答いただきたいと思います。

**議長（滝沢寿美雄君）** 青井町づくり推進課長。

**町づくり推進課長（青井義和君）** 先ほど、回数券の4,000円のを11回券としてというようなお話、あくまでもこの回数券、条例の中では11回券として販売をしております。条例として定めてあります。

今回、販売を移行しておりますプリペイドカードについても、50回券、100回券、200回券というような形の中で明示をして、条例として認めさせていただいたというところがあります。

今回、そういったものの中で、索道条例云々というようなお話もありますけれども、いかにこの期間券を廃止をして回数券に移行していくというような中の、そういった形で行ったわけでありまして、この回数券につきまして、町民によりご利用し

ていただきたいと、そういった部分、これについてもやはり、先ほど私申し上げましたけれども、本来1回400円のを50回、そういったものを優待、割引を用いて1万5,500円というような形で設定をさしていただいております。そのほかに、町民については3回分の特別優待券を発行しますというようなことで示させていただいております。

券自体の金額、橋本議員さんがおっしゃられる中では、50回が53回券ではないか、100回券が105回券ではないかというようなお話もありましたけれども、あくまで条例の中では50回、100回、200回といった中で定められているものであって、先ほどから申し上げておりますけれども、町の長としての範疇の中で町民に対するサービスといった部分の中で、それに付随するものを定めている、サービス施行というような形で利用の促進を図っていくと、そういったことであります。

**議長（滝沢寿美雄君）** 7番、橋本 昭君。

**7番（橋本 昭君）** 使用料云々というものは、条例上の中で定めるべきであると、私はそれはあくまでも条例の中で定めるべきものであるというふうに思っております。

先ほど申しましたように、要領でこれを決めました。要領は先ほど申し上げましたように、外部に一切及びません。ここにいろいろ書いてあります。使用できない場合、使用できない場合と書いてあっても、これは外部には一切関係ございません。過料を書いております。過料をあとで定めると書いてありますけど、これも外部に何の影響もない要領です。こんな要領を定めても何の意味もないわけです。定めるならば、規則ないしは条例で定めるべきであると、法規審査委員会の副町長のご意見をお伺いいたします。

**議長（滝沢寿美雄君）** 森澤副町長。

**副町長（森澤光則君）** 何を聞かれているかよくわからないんですけども、あくまでも議員さんは条例の中で規定しろということをおっしゃっておられるのでしょうか。総括的には。

**議長（滝沢寿美雄君）** 7番、橋本 昭君。

**7番（橋本 昭君）** 私に質問されているんですか。

要は、私はこういうものはしっかりと規則、または条例で定めるべきだろうと。要領で定めるべきなのではない。要領は外部には及ばないわけですから、いろんな使用の規制だとか何か言っても、要領は及ばないんです。不正をしようが、何をしようが、それは外部には及ばないんです。

もしもそれを制約をするならば、ちゃんと規則。規則は過料で5万円以下の罰金とか、そういうものを定められるわけです。不正使用をした場合においても。

そういうことを、やはり要領で定めるということ自体がおかしい。規則では議会もまだ絡みませんけれども、私は、先ほど申しましたように、顧問弁護士はそういうふうに言われかもしれませんが、権利というものは、国民の権利、憲法上の権利のようなことを言っているけども、実際は、私は権利というのは、そこだけではなくて、も

っと下まで降りた権利だと私は理解しておりますけども、本来ならば、そういう制限を加えながら、索道事業条例の整合性とも含めまして、やはり条例で定めるべきだろうというふうには思いますけれども、最低でも規則で定めるべき内容ではないだろうかということです。

**議長（滝沢寿美雄君）** 森澤副町長。

**副町長（森澤光則君）** 法規審査の委員長という立場で聞かれておりますから、お答えをさせていただきます。

法規審査委員会の審査の中では、あくまでもこれはサービス券、サービスという捉え方でございまして、使用料等に起因するものでないという中で審査をいたしましたので、サービスをする中でのルールとして、要領で定めたものであります。

**議長（滝沢寿美雄君）** 7番、橋本 昭君。

**7番（橋本 昭君）** ちょっとご理解いただいてないんじゃないかと思っておりますけど、制限を加えることに対して要領で定めたということで、使用料の問題は全然私は言っておりません。

ちょっともう時間がありませんのであれですけども、いずれにしても、先ほど申し上げましたように、これを定める手続き、もう1つは、私の解釈としては、プリペイドカードというのは、先ほど申し上げましたように、図書券とか、文具券、または、いろんなセブンイレブンとか、または、いろんな事業者がプリペイドカード出してますけども、利便性の追求というところで、裏に家族の名前を全部書けと。それで、それをチェックしますと。現実的には、現場ではその人が本人かどうかもチェックできない、同伴者も認める。誰がどうなのかもわからない。チェックもできないような管理というものを要領で定めて、それに過料を科すなんていう要領を定めて、全然実態に合わないものをやるということ自体、まず、行政として考えるべきじゃないだろうと。

それと、もう1つは、プリペイドカードということで誰が損をするんだと。損をする方がおられるでしょうか。確かに行政の感覚では、本来、その方がプリペイドカードをほかの方にどんどん使ってもらった場合には、その方は持っていないわけですから、400円で入らなきゃいけないものを、そのプリペイドカードを使用したら幾らか損をしたという、それは行政の感覚で合うかと思えます。

だけれども、何のためにプリペイドカード方式にして、こういう回数券を発行したかというのは、先ほど町長の不公平感の是正とか、そういうだけではなくて、温泉館の売り上げ、温泉館の入場者を囲い込む、一種の販売促進策として出しているわけであって、そういう心配、損をするだとか、そういうようなことを考えるなら出さないほうがいいんです。回数券などは。

行政が不公平感を是正したという形で、もう決めて出す以上は、先にお金をいただいてプリペイドカードをどんどん使ってくださいというのが、これが行政側の立場じ

やないでしょうか。

したがいまして、私は、確かに制限を設けなきゃいけないのは1つあると思います。今の中では1つあると思います。それは団体使用です。プリペイドカードを団体で使用してはならないというのは、制限を加えるべきかというふうに考えますけども、今のようなカードの裏に名前を書かせて、証拠なる証を示して購入する。それで、チェックをして、あなたこれは違うんじゃないですか、これはサービス業をするおもてなしとしてはいかがと。不快感を増すだけの話だと思えます。

したがいまして、もう一度申し上げますけども、再度、この要領というものは、先ほど申し上げましたように、何ら外部に規制されないものであります。過料もすること事態は、これは自治法違反です。過料できるなどということを要領で書くこと自体が自治法違反です。内部規制です。

そういう様な要領を定めているということ自体、私は町の考え方を疑います。再度、町長、もう一度見直しをするか。私は条例の使用料の云々ということを行っているわけではないんです。この手続きの方法について見直しをするか、町長のご意見をお伺いいたします。

**議長（滝沢寿美雄君）** 小宮山町長。

**町長（小宮山和幸君）** 先ほど橋本さんも使用料の問題についてはいいですよということです。ということの中で、これで私どもの一番主眼とする不公平感、あるいは格差の問題については解消するわけです。

そこで、橋本さん流の手続きについての異論だということでございます。

質問のときに、そういうお考えがあると、そういう見方もあるということで、担当者に、県、あるいは顧問弁護士によくよく相談をして、橋本議員さんのおっしゃることが妥当なのかという判断をいただきたいというお願いをして、その回答が問題ない、範疇であるというお答えをいただきましたので、この状態をこれからもまた続けていくということになると、条例の改正をするというような考え方は今はございません。

**議長（滝沢寿美雄君）** 7番、橋本 昭君。

**7番（橋本 昭君）** そういうご回答ならば、そういうのは町の考え方だということで。

ただ、いろんな制限を加えている中で、買った方には優待券を3回とか、5回、10回をやります。先ほど不公平の是正ということでお話ありましたが、回数券を買われた方はさらにポイントがついているわけです、200回買ったらプラス20回、合計230回の利用ができるということも、よくお考えいただきたい。20回プラスになるんです。それはポイントがつくからです。10回につき、1回無償の利用がつくということで20回ポイントがつきますので、200回の場合は230回利用できるということをよくご承知いただきたいということと、期間優待券については、誰が使ってもよいというふうになっております。規制はされておられません。どなたでも使えるという。プラス5回券、プラス10回券で配るものについては、氏名は書かせますけども誰が使っても

構わないというふうになっていることを承知しておいていただきたいということです。

それでは、こればかり質問するわけにはいきませんので、第2点目の質問に移ります。

町民の皆様も、また、女神湖通りか、ほかに問題・課題はないのか、しつこい、とのお叱りを覚悟で質問いたしますが、白樺高原の今後の観光振興、魅力の向上、お客様満足度の向上には、女神湖通りの再生が不可欠と考えているからであり、ご理解いただければと思います。

この夏にお越しになられたリピーターのお客様から、「女神湖通りは20年来変わらぬさびしい風情で、町は何をしているのですかね」と感想を述べられました。私は、以前よりさまざまな提案をしておりますが、おくみとりいただけない状態が続いております。行政もこの課題は十二分に認識されていると思います。

第5次長期振興計画策定に当たり、課題への対策等の議論を進め、素案ができたようですので、白樺高原の今後の観光振興において、女神湖通りの現状からの脱皮が課題であると認識し、具体的な方策、施策が策定されているか、町長にお伺いいたします。

**議長（滝沢寿美雄君）** 小宮山町長、登壇の上、願います。

**町長（小宮山和幸君）** お答えをします。

質問の通告の中を少し細かく分断されているようで、ちょっと回答しにくいんですけどよろしいですか。

全体的な通告の内容についてお話をさせていただきますけれども、町では従来より、白樺高原をより一層魅力のある観光地として発展させるために観光振興施策に取り組んでまいったのはご案内のとおりです。

町が施策として可能な主な事業でありますけれども、これは、町の町有地の貸し付け、観光客の入れ込み等の誘客や宣伝、公共のインフラ整備、自然環境の保護です。それから、開催されるイベントの共催ですとか、後援など、たくさん考えられますけれども、あくまでも公共の福祉に資する、これが原則です。

町では、より多くの皆様に白樺高原を訪れていただくためには、主要施設であります女神湖、あるいは蓼科牧場周辺の活性化が重要であるとの認識を持っております。特に、女神湖周辺、女神湖通りの町有地では、営業目的とした土地の貸し付けをしておりますけれども、約30の営業施設のうち3分の1ほどの施設が営業を休止し、営業再開の時期を模索をしているという状況でございます。

景気の低迷等で、それぞれ契約者の事情によりまして、再開までの時期が読めないところではありますけれども、町民共有の財産であります観光地、白樺高原のイメージが損なわれることが考えられますので、景観に配慮した管理や早期営業再開の願いを文書等で定期的に行っております。合わせて、訪問等により直接働きかけていくことも効果的であります。中には、権利を譲りたいとの相談も寄せられております。

社会情勢や景気の回復を待つ再開をしたいとの意向を示されている方もいらっしゃいます。

また、依頼を続けてまいりました中の1軒につきましては、現在、営業に向けての名義変更手続き等についてご案内をしているところでございます。

確かに、町の観光振興、観光地の活性化を考えた場合には、早期に営業を再開し、誘客につなげていただきたいと思っております。しかし、土地の貸し付け契約の上では、営業休止を契約違反とするものではございませんので、町として強権的な施策を講ずることは至難でございます。

根気よく、早期再開の願いを、また、情報の提供を続けてまいりたいというふうに思っております。

長期振興計画の中でございますけれども、なかなかここには具体的な、まさにそれこそこれを何しますというような振興計画というものは、なかなか難しいです。今後も町の活性化、観光資源の活用に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

**議長（滝沢寿美雄君）** 7番、橋本 昭君。

**7番（橋本 昭君）** 町長のお話で、十分課題は認識をしているというお話は承りました。

私はもう少し女神湖通りに対して、それが1つの大きな課題であろうし、前には女神湖の全体の整備計画なんていうものも提案したことがございます。長期振興計画においては、もっとそういう面で、総合的な女神湖地域全体の活性化というものの総合計画、整備計画というようなものも頭の視野の中に入れて、振興計画、基本構想というものが出てくるのかなあと期待をしておりましたけれども、今はそういう未営業とかいうものに限った課題に対しての長期振興計画上のお話をされました。

私は、再三こういう問題については前々から言って、これは課題であろうと、十二分に大きな問題だろうと。町長も言われるように、文書等で相手先にいろんな形でやっている、それも承知はしております。

ただ、私がこういう未営業の問題、今回、町長が未営業の問題のことを言われましたので、未営業の問題について、この8年間の中で数回にわたって言いました。しかしながら、それに対する対応が、今、町長が言われた対応でしかない。現実、訪問も非常にいいだろうと言っておりますけれども、先ごろちょっとある方とお会いしましたら、全くそういう話も来てないよという、大きな未営業施設の方も言われておりました。

どういう形で訪問とか、文書という形でやられているか、私も詳細はわかりませんが、私も私がかようなことを提案しててですね、この8年間の間で、例えば、先ほど法律機関問題を町長が言われましたけれども、貸し付けや契約上で契約の解除はできない、こういう営業をしてないから契約の解除はできないという、これはある程度そういう解釈は成り立つと思っておりますけれども。

ならば、立科町町有地貸付条例を変更する、または、賃貸借契約書を変更する。この8年間の間でも、実態を私もつかんでおりませんので、未営業の方が更改をされているケースの中にはあるかもしれません。その更改時に、賃貸借契約書上に、例えば、何年間未営業の場合には契約を解除しますと、あくまでもこういう利用をするという計画書を出させて、それにもかかわらず、何年間も営業をしていないということについては、賃貸借契約書上、この契約は解除します。また、条例上も貸し付けに際しては営業するんだというようなことの条例をしっかりとした形で入れ込むというような検討はされていないんですね。

私がこういう未営業の問題に関して質問をしても、それを解消しようとするのは、先ほど町長の説明された営業者に対して、とにかく動いてください、文書で出します。具体的に、それをどういうふうにしたらこれが解消できるのかという、いろんな知恵が働いてないんじゃないかと。契約書上、公序良俗に触れるかというところも、これこそ顧問弁護士に聞いてもらわなきゃいけないわけですけども。

私のお客さまで弁護士もおられてお話を聞きましたら、そういうことを賃貸借契約書上に書いておればしっかりとと言えるんじゃないかというようなことを言っている弁護士さんもおられます。

ですから、そういう検討はされなかったんですかね。それをちょっとお伺いします。

**議長（滝沢寿美雄君）** 小宮山町長。

**町長（小宮山和幸君）** 橋本議員さんのおっしゃることも、全く理解してないんじゃないんです。

例えば、今おっしゃいましたように、隣の方に危害、あるいは被害をもたらすような状況に陥った場合、まさにおっしゃいましたように公序良俗に違反をする。これは明らかに誰が見てもそうじゃないですか。それは間違いない方策を取って、法的以前の問題ですからできます。また、法律にもそう書いてあります。

でも、こっからさきが大変です。何十年となくその契約をして、契約も変えずにずっとやってきました。大勢、何千人という方が契約をされているわけです。そういう中で、それも条例をつくってやってきているわけです。それを、どこの時点でどう変えるかというところは、非常に難しさあります。それを変えることによって、また逆に以前の方々から「それは違反じゃないか」ということにもなりかねないわけです。

そういうことを考えると、ただ、契約を見直したらどうか、条例を変えたらどうかという事があるんですが、そこが非常に厳しい問題が、反対側にも同じご意見を持たれるということで、非常になかなか前に進めない、足踏み状態が続くということになっています。

その間、いろんな検討をするんですけども、そういう検討はしてるんですけども、検討している最中にしても、毎日これは継続しているわけです。やることは、やっぱり再開をお願いをしていくというようなこと、そういうような管理をしていただきました

いということをお願いしていくこと、そういうことに今はなっているわけです。

契約を変えるということは、橋本さんも契約のことを大変詳しいようですのでおわかりかと思うんですけども、同じような考え方で、皆さんに同じ契約をしてきたものを、ここからこの人に対してはこれから変えますということは非常に厳しい問題もこちら側には生じるということも覚悟しなきゃいけないんです。

そんなふうになっておりますので、検討はしても、なかなか前へ進めないというのが本当のところでございます。

**議長（滝沢寿美雄君）** 7番、橋本 昭君。

**7番（橋本 昭君）** 契約を解約するとか、今までの過去の方だとか、そういうことじゃなくて、更新時、個別の契約に変えるということは可能なんです。個別の契約に関して。だから、過去の方に問いてる、ほかの方を問いてるわけじゃない、その方との契約、対一の契約ですから、それについては可能であります。

その中で対応できる。（発言の声あり）刑法があるときからパツッと変わると、それと一緒に。刑法が、あるときは10年の刑法が20年になった。あるときからパツッと変える。過去の人たちはどうなる。それと同じです。それは議論しても仕方ありません。

私自身、前にも申し上げておりますように、この問題については、女神湖通りというのはいろんな問題、今は財政が係として、町長の今のご答弁はほとんど財政の問題、総務課の問題であろうということです。

女神湖通り活性化というものについては、財政の問題なのかと。今回、この質問に当たしまして、観光課に質問すべきなのか、または産業振興室に質問すべきなのか。誰がこれを責任を持ってやるかというところが、観光という立場で言ったら観光課だろうし、企業誘致だとか、企業者をふやすとか言う問題では産業振興室だろうし、財政的な立場、土地を貸し付けるという意味では財務であろうし。けども、そのいろいろバランスがあるがゆえに、責任の所在が明らかじゃないというふうになってしまっているんじゃないか。

ですから、ぜひともそれらをチームを組んでやっていただきたいというふうに思います。

女神湖通りそのものは、やはりお客様の満足度としては、非常に私が見る限りは、今、事業者の方は非常に頑張っておられる。先ほど、損害の問題を言いましたけれども、前にもお話しておりますけれども、景観が悪いということ、隣に廃屋の施設があるということが、景観でお客様に対しての風評等が悪くなって損害を与えていると。これも損害であろうと。ただ単純にものが壊れるだけが損害だけではなくて、営業的な損害というものも、これは認められる損害だろうと。これは裁判でたたかなければわかりませんが、そういうことも言えるんじゃないか。

そういう意識というものを、やはり各担当課、よくご理解をいただきながら一致団

結して、今回については未営業施設、またはそういう廃屋施設の問題になってしまいましたけども、白樺湖も県と大型の廃屋施設について、検討会を、自治体のお金でやるのか、いろんな面でいろんな問題があるから、県と検討会を加えると。ああいう景観破壊施設。というような話がありました。

したがいまして、町も、この未営業、営業、いろんな努力はされていると思いますが、女神湖をとにかく楽しい通りにしなければ、白樺高原の将来はない、索道事業の将来もないというふうに思いますので、さらにいろいろな知恵を出して、女神湖通りの活性化、これから長期振興計画、素案が私どものほうに示されまして、その中で町民の皆様からもパブリックコメント等々求められるわけですけれども、しっかりと中身を見ながら白樺高原の活性化のために、私も意見等を述べさせていただきたいというふうに思っております。

時間もあと7分しかございません。ここで、さきの6月定例会で旧蓼泉閣の解体物がどうなったかということで、町として関連部署に問い合わせをするということをお願いをしました。そのとき、今後、調べた上でどうなったかということを経務課長答弁されましたので、一般質問の中で質問いたしましたので、この場で総務課長のほうから、私には既にどういう内容であったかということはお聞きしておりますけれども、一般質問の中で質問した内容ですので、総務課長のほうからご回答お願いしたいと思います。

**議長（滝沢寿美雄君）** 笹井総務課長。

**総務課長（笹井恒翁君）** それでは、改めて報告をさせていただきたいと思います。

ご質問は、平成23年の議会でのことだったかというふうに記憶をしておりますけれども、いろいろ調べましたら、その後、相手方、先方に出向いて、しっかりと町と地域で観光地として、景観上あるいは防犯上、とても心配をしているということを申し上げました。相手方のほうでは、大変申し訳ないということで、できるだけ早めに対応をしたいという回答をいただいております。

また、隣の長和町さんも関係土地、地籍がそちらということでご質問があったかと思いますが、その件に関しては、記録を調べましたけれども、ちょっとその経過がわからなかったということでございます。

以上です。

**議長（滝沢寿美雄君）** 7番、橋本 昭君。

**7番（橋本 昭君）** ありがとうございます。

当時の担当総務課長が相手側に行きましてお話をしたということでございました。

ただ、地籍は長和町であり、長和町の中にあるわけですけれども、やはり前にもお話し申し上げましたように、立科町の白樺高原に来ているお客様、立科町に来ているお客様、その方が万一、あの破壊施設の中にアスベストがあった場合には、それが拡散をして害を及ぼすという危険性があるわけですから、立科町として、しっかりとした

対応をしなければいけないというふうに思うわけです。

それを聞いた上で、その後の動きが全くないということについては、やはり自分の問題として、しっかりと対応しなきゃいけないんじゃないかと私は思います。

私もしびれを切らしまして、長野県の相談窓口にお電話でこういう問題があると。内容については、うわさとしてアスベストが出ているということで中断をしているので、法的に何か規制する方法はないんでしょうかということを、水大気環境課というところにお問い合わせをしました。それが9月の5日です。

水大気環境課では、早速検討した上でご返答したいということで、9月5日金曜日にお問い合わせをしましたら、9月8日、回答がございました。非常に速やかな回答でございました。水大気環境課はアスベストを担当しておりますので。その回答というのは、早速地方事務所、関連自治体に調査するよう指示する、という内容でございました。

町も、このスピード感を持ってこの問題については、やはり自分の問題として、私もある建築家に、あれは本当にアスベストが出ているのかどうかという確認をしろと言ってもなかなかそれができないもんで、民俗資料館がアスベスト出ておりますから、同一の時期の建物ですから、多分、アスベストは出ているんじゃないだろうかというふうに推測されるんですけども、しっかりとした証拠もありませんので、町としても調査等々をした上で、お客様に害を及ぼしては町の信頼を失うわけですから、それについては、ぜひ自分の問題として、再度取り組むようお願いをしまして、町長の最後の、私の質問に対しての回答をいただきまして終わらせていただきたいと思います。

回答を求めましたけど、町長から回答がございませんので。長和町さんだということ、また町長も言われておりますので、私の言っている立科町のお客様がそこを散策され、楽しまれているということですので、立科町のお客様を守るのは、立科町町長であるというふうに十分ご理解いただきまして、再度、ぜひお願いをしたいということで、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**議長（滝沢寿美雄君）** これで、7番、橋本 昭君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は、全部終了とします。これで散会します。ご苦労さまでした。

なお、本日午後1時半から、第一委員会室で合同審査を行いますので、議員の皆さんは出席を願いたいと思います。

（午後0時00分 散会）